

公務員宿舎受水槽等清掃役務

件名	公務員宿舎受水槽等清掃役務				
図面名称	表紙				
縮尺	-	作成年月日	2026年5月27日	図面番号	1 / 3
総務課長	厚生班長	合議			設計
陸上自衛隊 航空学校宇都宮校 総務課 厚生班					

仕 様 書

1 件 名：公務員宿舎受水槽等清掃役務

2 実施場所：栃木県宇都宮市緑2丁目29-10 北宇都宮第3宿舎
 栃木県宇都宮市横田新町13-7 北宇都宮第4宿舎
 栃木県宇都宮市横田新町14-12 北宇都宮第4宿舎

3 概 要
 受水槽及び高置水槽の内部清掃 一式

4 一般共通事項

- (1) 本役務は、本仕様書による他、次の規定及び関係諸規定に基づき実施する。
 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(令和5年度版)」
- (2) 本仕様書・図面に記載なき事項については監督官と調整し、当然実施すべき事項は請負業者の負担において実施すること。また、作業上軽微なもので当然必要と判断される事項についても同様とする。
- (3) 請負業者は契約後速やかに作業実施日を監督官と調整すること。また、工程表等を提出して監督官の承認を受けること。
- (4) 請負業者は現場代理人及び主任技術者を指名し、関係法令及び諸規定に基づき工程管理・品質管理及び作業に従事する者の技術上の指導監督を行うこと。
- (5) 本役務により発生した発生材は、指定の発生材調書と共に監督官の指示する場所へ集積すること。
- (6) 本役務に使用する材料は仮設材を除いて全て新品とし、JIS規格品等の適用品とする。また、監督官の検査を受けて承認されたものを使用すること。
- (7) 役務実施中の安全確保には十分に留意して現場管理を行うとともに、火災等の災害及び事故に注意すること。また必要に応じて養生等の処置を行うこと。
- (8) 隊員若しくは部外者等に損害を与えた場合、又は施設等を破損した場合で、その原因が本役務に関わると認められた場合、請負業者が補償及び賠償の責を負うものとする。
- (9) 本役務に必要な電気及び水道については、請負業者の負担とする。やむを得ず宿舎内の施設を使用する場合は有償とし、請負業者の負担において仮設メーター等を設置すること。使用料金支払い方法については監督官から指示する。
- (10) 本役務に関係する申請及び提出書類等は、監督官から指示された様式により作成及び提出すること。
- (11) 本役務の写真はカラーとし、作業状況を撮影してアルバム(A4版)に整理する。また、デジタルカメラも使用できるものとし、大きさはサービス版相当とする。提出部数は1部とし、着手前・作業中・完了後・作業後隠ぺいとなる箇所・材料搬入・その他主要な工程の実施状況及び監督官の指示する箇所の写真を撮影すること。
- (12) 本役務の完了に際しては、当該役務に関連する箇所の清掃及び後片付けを実施すること。
- (13) 本役務の完了した際、監督官に完了届を提出して検査官の検査を受けるものとする。
- (14) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整のうえ実施すること。

5 特記事項

- (1) 現場代理人は、厚生労働大臣の指定した機関が実施する、貯水槽清掃作業監督者講習を修了した者又はそれと同等以上の知識及び技能を有する者と厚生労働大臣が認めた者を指名すること。役務実施前に当該資格証の写しを1部監督官に提出すること。
- (2) 本役務の実施にあたっては水道及び関係法令を遵守し、水質の保全に努めること。
- (3) 作業の実施日については監督官と協議のうえ決定すること。また事前に宿舎入居者に周知するものとし、断水時間は必要最小限とすること。
- (4) 現場代理人及び作業に従事する者は事前に菌検査を実施し、その結果を監督官に提出すること。陰性が確認出来た者が作業を実施すること。検査項目は下記の8項目とする。

検査項目	赤痢・サルモネラ・チフス・パラチフスA・大腸菌0157、026、0111 その他の腸管出血性大腸菌
------	--

- (5) 本役務に使用する資器材等は上水道専用のものを使用すること。
- (6) 本役務は、清掃作業と消毒作業を分離して実施すること。
- (7) 水槽内は高圧洗浄・ブラシによる清掃を実施し、清水で水垢・鉄錆・油分等の付着物を除去する。清掃作業終了後、異物及び洗浄排水がなくなるまで清水で繰り返し水洗いを行うこと。
- (8) 清掃作業終了後、次亜塩素酸ナトリウム溶液を水槽内に噴霧し、2回消毒を行うこと。なお消毒液の濃度は50~100mg/Lのものとする。
- (9) 消毒作業終了後の受水槽への立入は厳禁とする。
- (10) すべての作業終了後、水槽内に受水し水質検査及び残留塩素測定を実施すること。検査項目は下記のとおりとする。

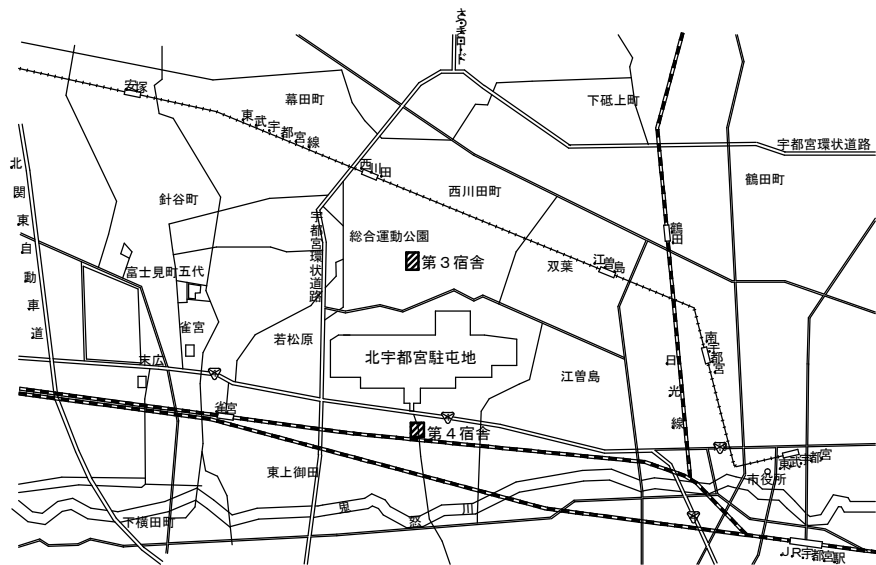
検査項目	一般細菌・大腸菌・亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・塩化物イオン・有機物 (全有機体炭素(TOC)の量)・pH値・味・臭気・色度・濁度
------	--

- (11) 清掃等に併せて受水槽及び高置水槽の点検を実施する。点検項目は下表のとおりとする。

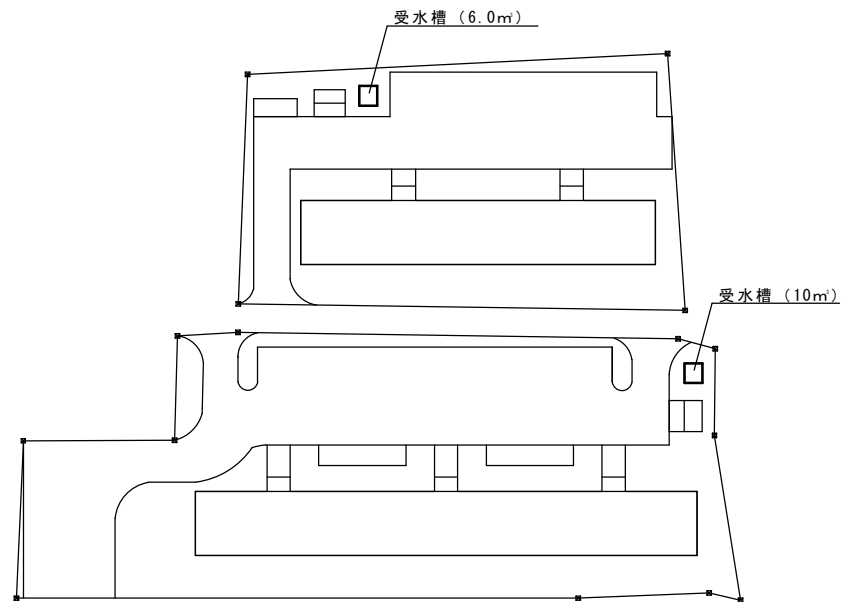
点検項目	点検作業内容
1 基礎・固定部	① 亀裂・沈下等の有無 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無 ③ 架台のさび、腐食等の有無 ④ 架台のたわみ及び基礎部隙間の有無 ⑤ 基礎部の水平度、不等沈下等の確認
2 外部の状況	① 水漏れ及び外面のさび、腐食、損傷等の有無 ② 接合金具及び接合ボルトの緩み、腐食等の有無 ③ 内外部補強材の緩み、変形及び内面の腐食、損傷等の有無 ④ マンホールの密閉状態及び施錠の良否 ⑤ はしごの腐食及び取付ボルトのゆるみの有無
3 付属装置 ポルタトップ 定水位弁 水面制御及び 警報装置	① 浸水・変形・損傷等の有無及び作動の良否 ② 水の供給を停止した時、水漏れ及び衝撃のないことを確認 ① 汚れ、腐食、損傷等の有無 ② 水位電極部、パイロット管等の接続部の緩み及び腐食の有無 ③ 作動の良否
塩素滅菌器	① ボール及びサイホンブレーカーの作動の良否
4 配管	① 変形、腐食、損傷等の有無 ② 防虫網の詰まり、腐食、損傷等の有無 ③ 配管支持の固定点の位置が適切か確認 ④ フレキシブルジョイントにより、配管の振動又は揺れがタンク本体に伝播しないことを確認
5 緊急遮断弁 地震感知器 制御盤	① 変形、腐食、損傷等の有無 ② 作動の良否

- (12) 作業終了後、完了報告を作成し監督官に提出すること。

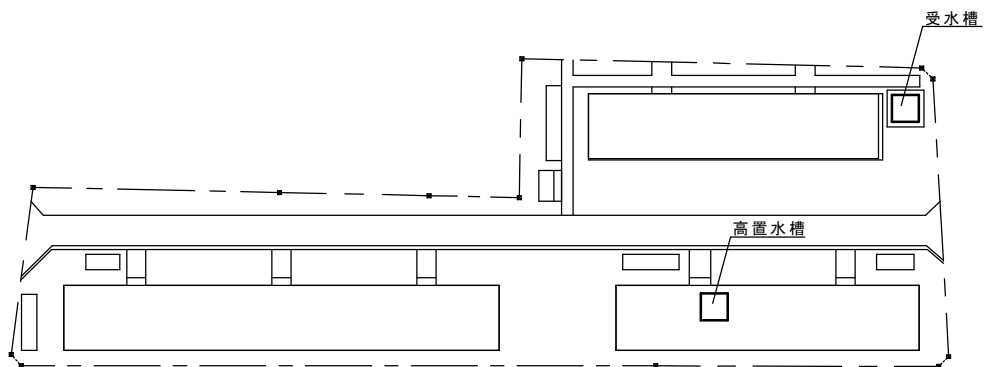
件 名	公務員宿舎受水槽等清掃役務				
図面名称	仕 様 書				
縮 尺	—	作成年月日	2026年5月27日	図面番号	2 / 3
陸上自衛隊 航空学校宇都宮校 総務課 厚生班					



案内図 S=1:X



第4 宿舍配置図 S=1:600



第3 宿舍配置図 S=1:700

第3 宿舍受水槽等諸元

区分	有効容量	材質	寸法	設置年月
受水槽	20m ²	FRP	3,000 × 3,000 × 3,000	平成10年8月
高置水槽	4.0m ²	FRP	1,500 × 1,500 × 2,000	平成10年8月

第4 宿舍受水槽等諸元

区分	有効容量	材質	寸法	設置年月
受水槽	6.0m ²	FRP	2,000 × 2,000 × 1,700	平成11年7月
受水槽	10m ²	FRP	2,000 × 2,500 × 2,200	平成11年7月